

鎌倉都市計画大船駅東口第一種市街地再開発事業の素案に対する公述意見の要旨と市の考え方

公述人 A 氏

公述意見の要旨	市の考え方
<p>① 地権者の意見が議会側に伝わっていません。また、地権者と議会との意見交換が行われていません。</p> <p>② このような不透明な状況の中で、再開発事業を行うべきではありません。特にマンションの用途は必要無いと考えています。</p>	<p>① 市ではこれまで、市議会定例会の建設常任委員会において、大船駅東口市街地再開発事業の現状について、個別面談で頂いた意見や、説明会の状況、権利者の方々からの意見などを報告してきました。今後も市議会に対して、当該事業の状況についてその都度報告を行い、情報の共有を行なっていきます。</p> <p>② 大船駅東口第一種市街地再開発事業は、昭和 47 年に計画決定し、第 1 地区は平成 4 年に事業が完了しています。その後の第 2 地区の事業化に向け、計画案の作成や説明会の開催などを実施してきました。平成 24 年度には、権利者を対象に意向調査を行ったところ、82 名中 55 名の方の賛同を得る結果も含め、今回の都市計画手続を進めてきたところ です。今後も、権利者や市民の皆様へは、説明や報告などを随時行い、ご協力を得ながら、都市計画変更手続を進め、事業を推進していきます。また、本案件の区域を含む大船市街地域は、都市計画として定める「鎌倉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「鎌倉都市計画都市再開発の方針」、本市における行政計画である「鎌倉市都市マスタープラン」及び「第 2 次鎌倉市住宅マスタープラン」において、少子化・高齢化やライフスタイルの変化、事業の採算性を踏まえ、大船駅周辺地区に商業地としてのにぎわいを保ちつつも、住宅や住環境の整備を行っていく地域としているものです。特に、鎌倉市都市マスタープラン増補版では、地域別方針の「10 大船市街地域」の中で、具体的な取り組みとして「大船駅前公共施設、住宅、交流型商業拠点として整備(大船駅東口再開発事業の推進)」を掲げています。このため、当該再開発事業では、良好な都市型住宅の供給を計画に位置付けています。</p>